

出前講座の御案内

いばらき ぐらしのセミナー

茨城県消費生活センターでは、消費者教育の専門家を講師として派遣し、消費者トラブルの事例や対処法、契約についての注意点などを分かりやすくお話しします。

学校の授業や企業の研修、団体やグループの勉強会などにぜひご利用ください！

派遣は
無料です！



小・中・高校生・若者向け講座

テーマの例

- 計画的な買い物の仕方を考えよう
- 若者を狙う悪質商法と対処法
- 18歳になったら変わる消費生活
- こどもの携帯・インターネットトラブル注意報
- 金融の基礎知識とトラブル対処法
(※主に高校生以上) など

派遣先の例

- 小・中・高校の家庭科や社会科の授業、特別活動や総合的な学習
- 専門学校、大学の新入生オリエンテーション
- 企業の新人研修 など



一般・高齢者向け講座

テーマの例

- 暮らしと契約の基礎知識
- 高齢者を狙う悪質商法と対処法
- 消費者トラブルと対処法
- インターネット契約トラブル
- 多重債務に陥らないために
- 金融の基礎知識とトラブル対処法
- 食の安全・安心について など

派遣先の例

- 教員や保護者の勉強会
- 公民館の講座、教室
- 民生委員児童委員協議会
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターの研修会 など



開催方法の例



学校の授業



講話



オンライン配信

※会場の手配やオンライン配信等の整備等は、全て主催者側でご準備ください。

申込要領

対象・実施内容等

概ね20人以上の団体、学校、企業、グループ等に対し、講師を無料で派遣します。原則、セミナーの開催時間は午前10時から午後5時まで、1回60分以内です。

申込の手順

- (1) 実施予定日の1ヶ月前までに、いばらき電子申請・届出サービスから「いばらきくらしのセミナー日程調整依頼」を検索し(下記 URL)、日時、内容、場所等を入力してください。センターにおいて講師派遣の日程調整を行います。
なお、お電話での調整も受け付けています。
https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31770
- (2) 講師派遣の調整結果を、センターから連絡します。講師の調整ができた方は、センターから案内された手続きに従って、いばらき電子申請・届出サービスから申込書を提出してください。
- (3) 申込書を受け付けた後、いばらき電子申請・届出サービスに「講師派遣決定通知書」を登録したことをメールでお知らせします。また、当日使用する資料等を別途配送します。
- (4) セミナーを実施した後10日以内に、(3)のメールに記載してある手続きに従って、いばらき電子申請・届出サービスから実績報告書を提出してください。



※詳しくは、こちらをご覧ください。(「いばらきくらしのセミナー」の URL)

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/seminar.html>



ネット環境が整っていない場合や
ご不明な点がある方は、
お電話でお問い合わせください。

安心して
豊かな消費生活を送るため、
消費の基本について
一緒に学びましょう!



お問合せ先

茨城県消費生活センター

住所：〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内
電話：029-224-4722 FAX：029-226-9156